



特別定額  
給付金  
特集号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



カタログポケット QRコード  
公式ツイッター QRコード

●発行 八街市  
●編集 総務部秘書広報課  
●発行日 令和2年5月15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎ (043) 443-1111  
FAX (043) 444-0815  
ホームページ  
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

# 特別定額給付金の郵送申請受付を 5月25日(月)から始めます ＜オンライン申請は5月11日(月)から受付を開始しています＞

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る国の補正予算が4月30日(木)に成立し、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

市では、特別定額給付金の申請書を5月23日(土)から各世帯に郵送します。5月31日(日)までに届かない場合は、八街市役所特別定額給付金担当へお問い合わせください。

申請は、8月25日(火)までの3カ月受け付けます。忘れずに手続きをお願いします。

### ◆給付対象者◆

・令和2年4月27日(基準日)現在、八街市の住民基本台帳に記録されている方(外国人の方も住民基本台帳に記録されている方は対象となります)

### ◆受給権者(受け取る方)◆

世帯主

### ◆給付額◆

給付対象者1人につき10万円

### ◆申請方法・給付方法◆

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送」または「オンライン」を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座に振り込みます。  
※やむを得ない場合に限り、特別定額給付金担当窓口で申請・給付ができます。

### 【問い合わせ先】

八街市役所  
特別定額給付金担当  
☎312-2245  
午前9時～午後5時15分  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

## 給付申請の流れ

### 【郵送申請】

5月25日(月)申請受付開始



市から世帯主に、申請書、返信用封筒、案内文などが届きます。

○申請書に世帯主の氏名や振込先口座番号などを記入する。

○別紙に、申請者本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類のコピーを貼り付けます。

＜申請者本人確認書類＞

マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など

＜振込先金融機関口座確認書類＞  
金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳またはキャッシュカード

○申請書類を返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。

### 【オンライン申請】

5月11日(月)申請受付開始



市から申請書、返信用封筒、案内文などが届く前に申請することができます。

オンライン申請ができる方は、マイナンバーカードを持っている世帯主の方です。

○マイナポータル「特別定額給付金」申請画面から、世帯主や世帯員の情報、振込先口座の情報を入力し、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請をします。

○本人確認書類は、マイナンバーカードによる電子署名を行うため不要です。

＜マイナポータルQRコード＞



## 配偶者からの暴力を理由に避難している方の 特別定額給付金の手続き

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、令和2年4月27日以前にお住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、「特別定額給付金受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」の手続きをすると、世帯主でなくとも同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

※手続きを行うと世帯主(配偶者など)からの申請があっても支給しません。

※特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。

### 対象の要件

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書が発行されていること
- ③令和2年4月28日以降に住居が今お住まいの市

区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること

### 申出書提出先

子育て支援課窓口で「申出書」を提出してください。「申出書」は、子育て支援課窓口のほか、婦人相談所や総務省、市ホームページなどで入手できます。

### 申出書を提出する際に必要な書類

次の書類のいずれかを提出してください。

○婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書

○保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者も記載されていることなどが必要です。

※令和2年4月27日以降に八街市に住居を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市で確認がとれるため、書類は必要ありません。

※「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡をしますが、「申出書」に記入された居住の住所などの情報は知らせません。

### 問い合わせ先

子育て支援課 ☎443-1693